

## 教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成21年9月8日(火曜日)  
午前9時30分～午前11時57分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 布施文子 委員長 河本芳久 副委員長  
徳並伍朗 委員 大中 宏 委員  
原田 茂 委員 山本昌二 委員  
萬代泰生 委員 有道典広 委員  
秋山哲朗 議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員  
重村暢之 局長 岩崎敏行 係長  
佐伯瑞絵 係長
6. 説明のため出席した者の職氏名  
村田弘司 市長 林 繁美 副市長  
永富康文 教育長 國舛八千雄 教委事務局長  
松本孝志 教委学校教育課長 杉原功一 教委社会教育課長  
高橋文雄 教委文化財保護課長 福田雄一 教委体育振興課長  
佐藤和美 教委美東事務所長 篠田 尊 教委秋芳事務所長  
山田悦子 市民福祉部長 古屋勝美 市民福祉部次長  
田代裕司 市民福祉部地域福祉課長 佐々木郁夫 市民福祉部生活環境課長  
岡村恵右 市民福祉部高齢障害課長 竹澤 茂 美東総合支所市民福祉課長  
山藤優子 秋芳総合支所市民福祉課長

午前9時30分開会

委員長（布施文子君） 皆さん、おはようございます。実りの秋になりました。学校では運動会の元気な子どもたちの声が聞こえております。私ども教育民生委員会も0歳から高齢者に至るまでの安心・安全のまちをつくるためにきょうも実り多い協議をしていきたいと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

それでは只今から教育民生委員会を開催いたします。先の本会議におきまして議案5件につきまして審議いたしたいと思っておりますのでご協力をよろしく願いいたします。市長さん、報告等ございませんか。

市長（村田弘司君） いえ、ございません。よろしく願いいたします。

委員長（布施文子君） 議長さん。

議長（秋山哲朗君） 特にごございません。どうぞよろしく願いします。

委員長（布施文子君） 各委員さん、ご報告等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） それではこれより審査を始めます。初めに議案第11号美祢市高齢者福祉施設「カルストの湯」の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを審査をいたします。執行部より説明を求めます。岡村課長。

市民福祉部高齢障害課長（岡村恵右君） それでは資料の11-1ページをお開きください。議案第11号の美祢市高齢者福祉施設「カルストの湯」の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。今回の改正はかねてから市民やカルストの湯の運営協議会から入浴時間また入浴施設の使用料等の見直し、また入浴料につきましては回数券等を発行して欲しいとの要望等が出されております。これに基づきまして今回の条例改正の願いをするものでございます。特に、入浴料につきましては、合併前、秋芳町時代でございますけども、それから現在まで岩永下郷地区の料金と岩永下郷地区を除く二つの市内料金がございます。合併後二年目を迎えておりますけども、市内統一の料金とすることにより、市民の一体感、あるいは公平性を図ることから、今回改正するものでございます。なお、改正内容につきましては、カルスト運営協議会に諮りまして同意を得たものであります。それでは、主な改正点を別冊の「参考資料」がございませんけども、そちらでご説明させていただきます。

まず、1ページの第1条関係ですございますが、別表、第7条関係の、現行の施

設の使用時間、現在「午前8時30分から正午」までとなっております。これを「午前9時から正午」まで30分ほど繰り下げることによってでございます。これは早い時間帯につきましては、使用者等がございませんのでそういうことを行うことにしております。なお、本会議で三好議員からも質問がありましたけども、入浴時間の変更でございます。これは現在、規則で定めておりますけども、今回のこの条例が承認がいただければ、入浴時間の現在の夏時間、5時から9時までと冬時間10時から4時までを定めておりますけども、これにつきましても地元からの年間を通して同じ統一した時間にしてほしいということで、今現在夏時間7時30分までとなっておりますけども、冬時間の5時30分までを、7時30までに伸ばすということによってでございます。なお、日曜日につきましては終わりの時間は従来通り5時ということになっております。なお、この第1条の規定につきましては、平成21年10月1日、来月からということになります。

次に、めくっていただきまして、第2条関係でございますが、これは平成22年4月1日から施行する改正部分でございます。各施設、談話室、休憩室、ロビー等、午前中の使用時間が現在200円、200円、300円ということになっておりますけども、これをそれぞれ100円に統一をするということによってでございます。なお、これらの施設につきましては、現在実績がございませんのでこういう変更でございます。次に入浴施設の使用料でございますけども、先程説明いたしましたように現行では2つの市内料金があるわけでございますが、改正案では市内同一料金にするもので、大人につきましては200円、子供につきましては100円ということによってでございます。市外については変更しておりません。また先程言いましたように10回の入浴で12回入浴ができる回数券を新たに設定をするものによってでございます。特に市外につきましては変更をしておりません。なお、先程言いましたように施行日につきましては、附則のとおりでございますが、22年の4月1日からということによってでございます。以上でございます。

委員長（布施文子君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、河本副委員長

副委員（河本芳久君） 今ご説明ありましたように料金については市民の一体感また公平性の面からそういう改正について審議され、了解を得て議会のほうにお諮りなるというように承っておりますけれども、私の聞き及んでおる範囲ではやはり地

区住民に、特に岩永・下郷地区の住民にとっては受け入れがたい提案ではないかという声はかなり届いておるんです。というのはどういうことかということ、まず1億円の寄附金を岩永地区・下郷地区の住民がこの「カルストの湯」建設にあたっておこなってきた経緯がある。いわゆる総事業費の3分の1を地元が浄財をだして寄附してきたと。このときに地域振興、産業も含めて地域振興に役立ててほしいと、この「カルストの湯」を拠点に福祉産業そういうもろもろの拠点としてこの位置付けをお願いされたけれども秋芳町時代のスタートはやはり高齢者福祉施設としてスタートして経緯があるから今しばらく地域振興策についての提案はなされないまま新市に移行したと。こういう経緯があることを地元の皆さんがたは強調されております。それから公平性からみて当然同じ負担をしてそういう施設を利用するのが当然ですが、やはりまだそういう振興策の提案がないままに料金のみを統一されるというこのことについて「カルストの湯」の運営審議会では地元から出ている住民が少数であったがために多数によってこの案が一応採択されたという経緯があるやに聞いています。これが妥当かどうかわかりません。私はただそういう一方的なご意見でございます。その中でやはり地元の住民がこれをどういうふうに今度受け入れるかということで、当然市としてはその説明会も開かれるわけでしょうが、とりあえず近日中に区長会議、いわゆる集落の代表者の集まり、そこで一応のこの受け入れについての協議をされるやに聞いております。しかしその場においての今聞こえてくる声としては区長としてこれを受け入れるとかどうかということとはとても重要な問題であり、特に振興策にからんでおるから、料金のそのまま上げることについてはそれは市の運営上の問題である。しかしこの恩典は出発の原点をひとつもう一遍考えないと地元としては了解しがたいよ。とこういう声を私のところに何人かが申されてきましたのでこれはもう少し慎重な対応、また地元の合意を取り付けるためのこれからの手順、だからやはり執行部として地区住民に対する説明なり了解、方向性について現在どのような受け止め方をし、また対応されていたかこの辺をちょっとお聞きして私なりにまた判断しながら住民にも説明してあげなくてはならないと。まずその辺の経緯をひとつ説明していただきたいを思います。

委員長（布施文子君） はい、岡村課長。

市民福祉部高齢障害課長（岡村恵右君） 河本委員さんのご質問にお答えいたします。このたびの改正案に向けましていろんな方からも要望がありました。今まで言

われた過去の立ち上げ、「カルストの湯」の立ち上げですが、時期はちょっと忘れ  
ましたけども、秋芳町時代からあそこに設置された経緯というのは運営協議会の中  
でも協議がされました。その委員さんの中には今、河本委員さんが言われた部分  
が何回も出てきております。ただ先程も言いましたように高齢者施設でございますの  
で地域振興対策につきましては今後運営協議会、あるいは行政の中の範囲を広げて  
協議をすると、させてほしいというご要望でございました。当面につきましてはい  
わゆる現在ある条例の一部と規則の一部のみを変更させていただいて今後についま  
しては早急に振興策と併せて協議をするということで委員さんの確認をいただいて  
おります。6月の一般質問の中にもございましたように今の運営体制、2名のかた  
の委託でやっておりますけど、このあたりも含めて今後全体的な運営対策を検討す  
るということにしておりますし、委員さんからも同意を得ております。そういうこ  
とで今後の振興対策につきましては行政も高齢障害課だけでは当面对応しきれない  
ということで今後企画政策課と協議しながら進めるということでございます。以上  
でございます。

委員長（布施文子君） 今後は振興策と併せて協議すると、運営協議会の委員の同  
意は得てるというご説明であったと思います。はい、河本委員。

副委員長（河本芳久君） 手順としてはそういう今までの取り組み、これについて  
は私も異論ございませんが、やはり個々の住民のすべてというのは難しいけれども  
やはり集落を代表する区長、地区のそれぞれの住民を集約した区長会議において今  
私が懸念している声が出るやに伺っているんです。というのはやはり条例改正が先  
に進んで振興策が本当に掲示されるのだろうかその辺のところ、公平公正の視点か  
らすれば負担することはやぶさかではないけれども、出発の原点を忘れられてはこ  
れはスタートしたときの住民の合意が無視された。今後岩永地区のゴミ焼却場の  
改修問題さらにいろいろそのゴミ関係に関わってきたときの同意が得にくくなるん  
ではなからうか。というのは一市二町の広域、いわゆる環境衛生組合、これの受け  
皿として岩永地区・下郷地区にそういうゴミ焼却場が建設され、その建設の過程で  
地元に対する振興策をして一応1億円の基金を積み立てられた。その基金を住民と  
してはどう使っていくかということをお慮された中で秋芳町との協議の中で「カル  
ストの湯」の計画が浮上しそして「カルストの湯」そのものは振興策とは関わりな  
く高齢者福祉というので、財政的な裏付けでそれが建てられた。建てられた以上は

これについて地元の初期の思いをどうかひとつ実現できるような方向性を示してほしいと、これが秋芳町時代から再三言われてきた、私もその声を十分承っておりますので今回この公平性をひとつの理由に条例の改正を図られる。これについて私は異論ございませんけどまずは住民の声、そういう出発の声を大切にしなかったらなかなか今後の行政運営が難しくなる。その辺について市長はどういうふうにお考えですか。ちょっと聞かせていただきたいと思います。

委員長（布施文子君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 河本委員は秋芳町議をしておられたんで今いろんな「カルストクリーンセンター」とこの「カルストの湯」の来歴のことはよくご承知だろうと思います。今1億の寄附とおっしゃいましたけど、結局旧秋芳町があそこに「カルストクリーンセンター」を設置する交換条件といいますか、そういうことで1億円を地元に出したということで、そのお金を持ってこの「カルストの湯」ができたという経緯があるというふうに私は聞いております。今の振興策の問題ですが、今回の場合は入浴時間をどうにかならんかという地元のご要望を得てそれをきっかけとして今回この条例改正が全体として調整を、旧秋芳町時代から引き継いだときにそのまま持ち込んでますんで、最もこの全市的な施設として有効に使っていただけるにはどうすれば良いかということで協議を重ねた結果、それも結局地元の協議会と非常に緻密に丁寧に協議を重ねて今回の条例ができたということで理解をいただきたいと思います。今2, 3人の話を聞かれたとおっしゃいましたけれども、先程その話の中でもおっしゃいましたけど、個人個人の考えというのはいろいろあります。そのお一人お一人の話をすべて聞いておっては市政というのは成り立たないということですね。ですから議会そのものも住民の代表として出ておられて執行部といろんな協議を進めていく中で市をすばらしいほうに持っていくという形をとっています。市民の方30,000人の方全員と執行部が話をしていくという方法もあるかもしれませんが現実にはそれは不可能ということで国際社会どこでもそういう形をとっているということですね。ですから今回この条例改正においてもこの地元の代表である協議会と、今申し上げたように緻密な話を積み上げて今回これがでておるということですから地元の協議会に入っておられる方はその地元の代表であるという市の認識ですからそちらの議論の中でこの形が出てきたということもご理解いただけるのではないかと思います。以上です。

委員長（布施文子君） よろしゅうございますか。はい、河本委員。

副委員長（河本芳久君） 今地元の代表で協議会、しかも地元からそういう要望でこの条例改正にいたったということも十分聞いておりましたので、すでにその辺は皆さんがたご了解されたんじゃないかと念押ししたところ、それは代表者としてその場で言ったことであって住民の声をその場にまとめて発言したんじゃないと、それはそうであろうけど出た以上は住民の代表だから責任がありゃしないかというところまでは念押ししましたけど、要するに条例改正が先に走って肝心な地域振興策に対してなんら触れられない、この辺が一番危惧するところだと、だから議会も住民の声としてそういうひとつ声をしっかり発言してほしいと。わたしが住民から頼まれたんじゃないくして出発の当初からこの問題については関わり関心を持っておりましたので特に振興策については十分これは配慮すべき問題だと受け止めておりますから当然本会議でも論議されるわけでしょうが、この委員会として審議するわけですからそういう声なり私の思いというものはしっかり執行部に届けておかないと私の責任も果たせない。そういう思いで意見を言わせてもらいました。後はひとつすべての賛同者を得てことを運ぶというのはできないことであります。一応代表者、そして落ち着くところに落ち着いて提案していくと、これは当然のことです。しかしそういう声があったことと代表者の中にもかなり反対したけど、多数で否決されたという声も聞きましたが、この点審議会の状況わかりませんがいかがでしたか。

委員長（布施文子君） はい、山田部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 先程の運営協議会の関係ですが、6名の方すべて旧秋芳町の方から選出いただいております。その中には岩永地域振興対策協議会の代表として1名のかたにも出席をしていただいております。その中で6月5日から最初の協議会を持ちまして最後8月11日に最終的な運営協議会を開いて決定したわけですが、その最後のときには皆さん協議をしていただいて満場一致ということで了解を得ております。対策協議会の委員さんなんですが、その方にも対策協議会で市のほうで提出しております資料に基づいて説明をしていただくように再三求めましたが使用料のことのみの協議というかされておりましたので、こちらのほうもすべてを伝えることができませんでした。それで満場一致ということで今度月曜日14日の日に地域の区長を集めまして説明会を開催することとしております。

使用料のことだけではなくて開館時間、回数券の問題、その点については地元のかたに配慮した形になっておりますので使用料のことのみを取り上げるのではなく全体的なこととしてとらえていただきたいと思います。それから振興策につきましては最後の協議会のところで附帯決議ということで委員の皆さまから振興策についても考えてほしいという要望も出ております。それについては高齢障害課のほうで担当するわけにはいきませんので総合政策部のほうと今後調整していきたい、総合計画とも兼ね合いがありますので今後の協議とさせていただきたいということで答えておりますのでご了承をお願いしたいと思います。

委員長（布施文子君） はい、河本委員。

副委員長（河本芳久君） 対策協議会、いわゆる地域のそれぞれの代表者が集まられて振興策なりこの基金をどのようにするかということで協議し、そして地域代表としてこれからの「カルストの湯」についてもいろいろ協力体制を持っていこうとこういう地域の振興協議会の代表者がご了解されて区長に対してもそのような旨の説明をし了解を取り付ける努力をされれば私別にこれに対してとやかく言わないけれども対策協議会、区長代表者会議、このあたりがこれからどんな動きをされるのかが一番心配。というのはその辺の声が十分ご理解をいただいているというような声に聞こえてきてないから私としては少し心配なところなんです。その辺の感触はいかがですか。

委員長（布施文子君） はい、山田部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 運営協議会は市のほうから諮問して決定をしていただく機関ですからそこで決定に基づきまして市は議案を提出したという経緯があります。今上程してる状態ですからその状況をきちんと区長の方に説明し、わかっていただくように努力をいたします。

委員長（布施文子君） はい、河本委員。

副委員長（河本芳久君） これから区長にはそういう了解を取るということですね。また、対策協議会の代表者の方、区長会と同じような立場で組織されたものですが、この代表者もそのことについては十分これから住民に理解を勧めていくというそういうスタンスをとっておられるのかどうか、この辺のところを確認したいんです。

委員長（布施文子君） はい、山田部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 当然対策協議会の委員さんですからその機関で賛成をされたわけですから、それは当然のこととっております。

委員長（布施文子君） はい、河本委員。

副委員長（河本芳久君） 当然そういうとこの責任になる立場で発言され行動されたことは当然責任があるとは思いますが、何か住民の声が私のところに届いているには少し時間をかけたほうがいいのではないかと、慎重な対応をしてから議会に諮っていくべきではないかと、ちょっと筋があまりにも唐突にこのことを運んで住民のご理解を十分得られないまま進めることがいかなるものだろうかと、こういう気持ちを持ってるわけです。以上です。

委員長（布施文子君） よろしゅうございますか。何か回答ありますか。はい、山田部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 住民の方には十分に説明し対応していきたいと思っておりますし、期間が短かったとは思っておりません。十分に協議を重ねて参りました。

委員長（布施文子君） はい、河本委員。

副委員長（河本芳久君） 住民にはしっかり協議をする。住民はほとんど知っておられませんよ。

委員長（布施文子君） はい、山田部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 委員さんには地域から対策協議会から出てきていただいております。その方にきちんと対策協議会のほうに諮っていただくようお願いをいたしました。その結果に基づいて運営協議会で決定いたしましたので、その点をご理解いただきたいと思います。

委員長（布施文子君） そのほか。はい、大中委員。

委員（大中 宏君） この地元の利用者ですいな、これは大人が何人、子供が何人、それともう1点、もし運営協議会のメンバーがちょっと聞かせていただければ教えていただきたいんですけど。

委員長（布施文子君） はい、山田部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 地元からいつも入られる、20人程度と聞いております。（発言する者あり）そうですね。常時利用されてる方が20人程度いらっしゃるということです。（発言する者あり）子供の方は少ないと聞いておりますが、

それと委員の方ですが、美祢市議会から1名、美祢市社会協議会から1名、秋芳町老人クラブ連合会から1名、美祢市連合婦人会から1名、それから岩永地域振興対策協議会から1名、計6人の委員さんです。全て旧秋芳町の方となっております。

委員長（布施文子君） はい、大中委員。

委員（大中 宏君） そうすると地元が、これが100円上がるということになりますよね、大人だけというふうに計算したら、そうすると月2,000円、年間2万4,000円、金額にしたら微々たるもので、これであんまりとやかく地元とです。ねあんまりごたごたしないでもうちょっとスムーズにいったほうがいいような気がするんですよね。それで先程から話を聞いてみると最初に1億円寄贈されたと、寄附されたと、その付帯条件として地域振興策が含まれておったけどこれが片方では実際進展しないと、にもかかわらず入浴料のわずか20人ですから1日1人いかにぐらいな状況ですから、わずかですけどいわゆる感情の問題だろうと思うんですよね。私はそれだけ少ないもんならこの1億円地元が出しておられるんで、もし出来たら会社でもどこでもあるんですけどいわゆる株主優待券かそういうふうな制度を考えてですね、ある程度地元の人に優遇するというんですか、そういうふうなこともこれから先、考えて行って出来るだけ、せっかくこういういい湯があるんですからもう少し利用していただくとか、逆に人数を増やせば、利用者が増えれば値上げしなくても済むような格好になるんです。これだけ少なければあんまり関係ないんですけど、そういうふうな一つの折中案ですか、そういうことも一つこれから考えて行く必要があるんじゃないかと思えますけどいかがでございますでしょうか。

委員長（布施文子君） はい、山田部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 先程の人数なんですけど、平成20年度におきまして岩永下郷地区の延べ人数になりますが、年間2,826人ということ。他の美祢市内の人、岩永下郷地区を除く方が6,330人ぐらいになります。それから100円上がるということなんですけど、今回回数券を導入しまして、行きやすくして、たくさん来てもらいたいということになりまして、回数券を導入すれば65円ぐらいになるかと思えますので100円までの増額にはならないと考えておりますし、頻繁に利用される方は岩永下郷地区の方が多いいと思いますのでその点で還元も出来ていると考えております。

委員長（布施文子君） はい、徳並委員。

委員（徳並伍朗君） 高齢者福祉施設「カルストの湯」の全体の費用対効果といえますか、経費と売り上げわかれば、20年度でいいですか。

委員長（布施文子君） はい、山田部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 20年度の実績につきましては、721万1,473円ということで、使用料ですね、入浴料についてが255万5,200円、温泉水の販売等がありますので全体の収入が274万6,500円ということです。450万程度は市費から出ている状況であります。

委員長（布施文子君） よろしゅうございますか。はい、河本委員。

副委員長（河本芳久君） 私が一番心配するのは地元の声を十分くんで審議会でやって地元の代表といわれるけどもいわゆる岩永下郷対策協議会が組織されてる地元からは1人、その1人からも住民の声をもう少し聞いてほしいというその話も聞いておるんです。ということはあと住民への説明がどれだけ浸透するかこれから区長会が開かれたときにどういう反応が出るか、その辺が心配なんです。秋芳町の方が委員にたくさんおられるといってもその代表1人だったですから、その代表者1人が何らか反対の声も上げたという声も聞いておるんです。それが心配なんです。

委員長（布施文子君） はい、山田部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 協議会の6月から8月までの期間中になかなか話が進展しないというときもありました。そのときに運営協議会というか対策協議会、そちらの協議会に対して市からも説明をしたいということを行いました。それからまた地域の方にも説明をしたいということをいいましたが、してくれるなというところもありましたので、市から直接はしておりません。委員の方にお願ひし、委員の方からきちんと説明していただいて了解を取り付けていただきたいということで話を進めて参りました。今回皆さんの満場一致という了解を得ましたので議会に上程し、どうして9月かということは10月から冬時間に変わりますのでそれを避けるために今の同じ時間で通年を通して出来たらということで9月議会に挙げて10月からも長い時間入浴していただきたいということで今回上程するということが決まりましたのでそしたらこの議会中にきちんとした説明を14日に地区の皆様回数券のこと時間のこと、それから入浴料のこと全てを含めた形できちんと説明をしたいと考えております。きちんとした説明がされてなかったとは思いますが、それ

は委員会の方にこちらがお願いし、そちらからするという事で聞いておりましたのでそういう対応をして参りました。以上です。

委員長（布施文子君） はい、有道委員。

委員（有道典広君） さっきからようわからんの岩永地域対策協議会と委員会と違うんですか、どちらの了解を得たんですか。ちょっと私ら状況が飲み込めないから、何か秋芳町の会議か岩永の会議なんかどれかがちょっとわからないんですけど。どちらの委員から了承を得たと。

委員長（布施文子君） はい、山田部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 市が諮問してる機関は美祢市高齢者福祉施設「カルストの湯」運営協議会です。その中の委員の1人として岩永地域振興対策協議会から代表者1名が出ていらっしゃるということです。対策協議会のほうの了解なり説明については対策協議会から出ていらっしゃる委員さんをお願いをいたしました。

（発言する者あり）それは最後の運営協議会、全体の会で皆さん委員さん話し合っただきまして満場一致ということで了解を得ております。

委員（有道典広君） 少しわかり始めましたけど、先程から河本委員さんがいよるのは、この1億円というのは岩永の方が出されたん。「カルストの湯」の協議会じゃないわけですね。この人らが1億出したということで少しは何らかの地元のメリットは残したいと多分いわれてると思うんですけど、その辺の了承というのはまだ確認できてないんですか。出来たかどうかだけでいいです。ちょっとわからないんです。

委員長（布施文子君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 今、山田部長がご説明したように地元の岩永の対策協議会の代表者として今の協議会に出ていただいております。その協議会に出ていただいたお一人の方、この方が対策協議会の代表者という立場でその権限を持って出ておられます。説明責任も持っておられます。山田部長が申されたようにこの「カルストの湯」協議会の中で話す段階で対策協議会のほうの方々が説明不足で納得ができませんということがあってはいけないので直接説明をさせてもらいたいということもいっておるんですよ、しかしながら対策協議会から出ておられる委員の方が私のほうからきちっと説明するからいいということを言われたわけです。それは責任を持ってやるからと言うことで最終的には対策協議会から出られた委員の方もいいですよと

言うことで賛成されたと言うことです。賛成されたけども先程の河本委員の話だったらその賛成したことは嘘やったと言うことの話でそれじゃ話が通らないと言うことです。それでも我々市として行政として責任がありますので、更にきっちり説明をする必要があろうと言うことで来週に地元の対策協議会のほうに（発言する者あり）区長方をお集まりいただいて説明をさせていただこうということ言ってるわけです。それと振興策ですけれども昨年の議会だったと思いますけど私がお話をしたと思いますけれどもこの1億という金が結局先程お話ししたようにカルストクリーンセンターの設置に係る保証金のような形で地元が言ってるわけです。それをもって「カルストの湯」が出来たと言うことで、結局この「カルストの湯」が出来たと言うことで地域振興にもすでに秋芳町とすれば一助をなしていると言う考えがあったと思います。「カルストの湯」を使って、その前に野菜市場を開くとか、そういうことを持って更に振興してもらいたいと言う気持ちが地元にあるんだろうと思います。今回合併をしましていろんな施設が美祢市内にある、新美祢市に。それを連携させてどういうふうに振興させていくかというのは我々の大きな命題ということは市長として申し上げております。それを地域審議会が三つ立ち上がっています。秋芳町・美東町・美祢地域ですね、こちらに三地域協議会を立ち上げていろんなご協議をいただいてその意見を吸い上げて今総合計画の審議会もやっています。この中にこの振興策も入ってくると言うことです。ここだけの点で考えてしまうとここにいくら投資をしても、今、徳並委員のご質問にもお答えしたように運営費だけで単純に税金であるお金を年間400万円ぐらい投入し取るわけですよ、その上に税金を使って振興策をやるということはやはり全市的な乗り換えがいりますんで点じゃなしに線として考えてその中でこの「カルストの湯」を中心とした地域の振興策を考えさせてもらいたいとことを以前にもこの議会の中で申し上げたと思います。そういう考えで今いっとるということ、ということですのでご理解いただきたいと思います。以上です。

委員長（布施文子君） はい、有道委員。

委員（有道典広君） 話がついてるとか、ついてないとか、ちょっと水掛け論になりますけど基本的には対策協議会とももう一度お話しをすると14日に言われてるんじゃないんですか。（発言する者あり）今の岩永地域のそこでうまくいけば了解を取ってやりたいと言うのが本音はあるんですよね。（発言する者あり）

市長（村田弘司君） うまくいけばじゃないですよ、今そういうふうなちゃんとした協議会を得て議論を頂戴をしてそして我々は市として責任を持ってここに議案としてお出ししてるわけです。その議案を今度は美祢市の全体のこの代表者たる議員の方にお図りをしてこの条例を変えてもいいかと言うことをお図りしてるわけです。まだ可決も議決もいただいておりませんがそれでもそれで可決議決いただいたらそれから考えようじゃ堂々巡りというんですよ何もならんでしょ。ですからそのことをきちっとこういうことで提案させていただいて地元のご意見をお聞きしてそして市として責任を持って議会に提案させていただいて議決を頂戴しましたよと。これはこういうことによってこういう議決を頂戴して条例を変えましたよと変更しましたよと言う説明をさせてもらう言うことで、それを投げかけてこれでいいですかという話にはなりません。ということです。（発言する者あり）そういうことです。この条例というのはご承知のようにこれからも時代の流れとか、情勢の変化によって今回のように変えることがあります。ですからこれがベストじゃないかもしれません。ですからいろんな流れ方によって地域全体の振興策の中で条例そのものを変える必要があると言うことであればそのときにまた私は責任を持ってこの議案として議会のほうに提案をさせていただきます。ということです。

委員長（布施文子君） よろしゅうございますか。今出る執行部のほうからご説明ありましたし、議員のほうからも質疑、意見、案等も出されました。今から区長会のほうに説明して了解を得ると言うことでございますのでこの件は採決をしてもよろしいですね。（発言する者あり）

それでは10時30分まで休憩を取りたいと思います。

午前10時16分休憩

.....

午前10時47分再開

委員長（布施文子君） 休憩前に続きまして会議を開きたいと思います。

先程の件につきまして市長より再度ご説明がありますのでよろしくお願いいたします。村田市長。

市長（村田弘司君） 随分休憩前にいろんなご意見が委員の方々より出たわけですが、整理の意味を含めて私のほうから説明させていただきたいと思います。結論から言いますと先程もご説明しましたように地元の6団体の方が出ておられる

運営協議会の委員の方々が全員創意でこの案件についてはご了解をいただいたということでこの議案を出させていただいております。何が地元の方々にとって思いがあるかと言いますと先程河本委員もおっしゃいましたけどもこの振興策と言うことですね、私も新しい市になりまして地元の対策協議会の方々がですね、私のほうにお見えになりました。どうにか「カルストの湯」については1億円を寄附されたと言うことをおっしゃいましたけれども地元のカルストクリーンセンターに対する旧秋芳町が1億円は地元に出してそのお金を持って原資にして「カルストの湯」が出来たという経緯があります。そういう思いが残っておりますのでございます。その辺もせっかく出来た旧秋芳町で「カルストの湯」を作っておられますので、これを使った振興策は私は考えさせていただくと言うことをそのときに申し上げておる。但し、いろんな施設が全市にありますので一つ一つを個別に考えて行くと無駄な投資も起こりうる。いつも言うようにコストパフォーマンス対費用効果非常に重要なことですから市民の方の税金を使ってそのお金を持って振興策をするにはやはりきちんとした計画が必要であると言うことですね、ですから第一次美祢市総合計画に基づいてその中でこの「カルストの湯」の振興策、それはひいては地元の振興策につながりますし、市全体の振興策にもつながってくるということで考えておりますよと言うことをお話ししてご了解をいただいた経緯があります。ですから今私がお話しすることを地元でもご理解をいただけたらおそらく今のような話も出てこないんじゃないかと思っております。どうぞ委員の方々も地元に戻られたら市長の気持ちを是非ともお話しをいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

委員長（布施文子君） 委員の方々いろいろなご意見を出されましたが、締め 의견としてこれだけはいっておきたいと言うご意見がございましたらお願いします。有道委員。

委員（有道典広君） いろいろ討論されましたけど運営委員会が全員一致で賛成したと言うことで議案にあがったとあと地元の対策協議会の方で賛否両論があると言うのも河本委員の話からもありました。14日に再度ご説明に行くとこれがうまくいくと言うことを祈りまして、そういう格好での賛否をさせていただきたい。

委員長（布施文子君） ありがとうございます。そのほか意見としてこれだけはこのとおりがありましたら。大中委員。

委員（大中 宏君） 休憩前に若干の私の勘違い、受け取り方の違いがあったんですが、いろいろ説明聞いてよくわかりました。地元が一番望んでおられる地域振興策です。これは市長さんも責任を持って前向きに取り組んでいくと言うふうに固い決意を表明されましたので私はそういう付帯条件を付けた上で賛成をしたいというふうに思います。

委員長（布施文子君） そのほかございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） それでは本案について採決をしたいと思います。

原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号美祢市国民健康保険条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。山田部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 議案第13号美祢市国民健康保険条例の一部改正についてご説明いたします。議案書13-1ページをお開きください。

このたびの改正は健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、平成21年5月22日に公布、施行されたことに伴い、美祢市国民健康保険条例の一部を改正するものです。改正の主な内容は、緊急の少子化対策として、出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるよう、暫定的措置として、本年10月1日から平成23年3月31日までの出産について、出産育児一時金の額を「35万円」から「39万円」に引き上げるものです。この改正に伴いまして、附則に（平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）第5項を加え、この間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第4条の規定の適用について、同条第1項中「35万円」とあるものを「39万円」とするものです。

また、第4条第1項ただし書きの規定によりまして、引き続き3万円を加算し支給することとしておりますので、今回の暫定的措置を併せまして実施することにより、出産育児一時金は、42万円となり、4万円の引き上げとなります。なお、この条例は、平成21年10月1日から施行するものであります。以上です。

委員長（布施文子君） 説明が終わりました。質疑を受けます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） それではこれより議案第13号美祢市国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成21年度美祢市一般会計補正予算（第5号）を審査いたします。本委員会の所管事項につきまして、執行部より説明を求めます。田代地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） 地域福祉課関係の補正予算についてご説明を申し上げます。まずお手元に地域福祉課からA4、1枚ものの3点の資料をおしめしております。この2点につきましては補正予算に関する説明資料でございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

一般会計補正予算（第5号）22ページ、23ページをご覧ください。3款民生費・1項社会福祉費・目社会福祉総務費です。住宅手当緊急特別措置事業です。お手元に配布いたしました資料1を併せてご覧ください。この事業は、厚生労働省の事業で、雇用失業情勢に対応するため、住宅を喪失した離職者等のうち、就労能力及び就労意欲のある者に対し手当を支給いたしまして、就労機会の確保に向けた支援を行うものです。主な要件といたしましては、2年以内に離職し、住宅を喪失又は喪失のおそれのある者、原則として、収入のない者、離職前は自らの労働により賃金を得て世帯の生計を維持していた者、毎月1回以上公共職業安定所へ出向き就職相談を受け、就労意欲のある者、月当たりにはいたしまして37,000円を6箇月を限度として支給いたします。手当受給者数を美祢市内におきまして、35名を見込んでおりまして、777万円をお願ひしております。また、その事務費としましては時間外勤務手当から手数料の間32万6,000円をお願ひしております。

す。このことにつきましては、事業の周知につきましては10月1日号の市報、M Y T、有線放送にてお願いし、併せて民生委員・児童委員の協力も求めることとしております。以上で終わります。

委員長（布施文子君） はい、岡村課長。

市民福祉部高齢障害課長（岡村恵右君） 次に、3の老人福祉費の負担金、補助及び交付金の社会福祉施設整備費補助事業の1,963万8,000円でございますが、これは当初地域介護、福祉空間整備等交付金事業で計画をしております認知症高齢者グループホーム建設が、国の経済危機対策の介護基盤緊急整備等基金補助金事業に振り替えられ、更に単価のアップも図られたことにより補正するものであります。また、この施設整備を行うにあたり、開設時から安定した質の高い介護サービスを提供するため介護職員処遇改善等基金補助金も新たに創設をしております。この財源につきましては、すべて国の財源でございます。補正額につきましては、グループホーム建設分が2,625万円、介護職員処遇改善分540万円を計上しております。当初1,201万2,000円につきましては振り替えにより減額するものでございます。事業の計画内容について簡単に説明しますと、このグループホームは、事業主体は市でございます。実施者につきましては、小田工務店が実施をし、開設予定場所は大嶺町曾根に予定をして工事に入っております。予定ユニットにつきましては、2ユニットの18名となっております。なお、開設予定時期は、平成21年度に1ユニット、平成22年度に1ユニットを予定しております。美祿市につきましては認証グループホームは3施設目でございます。以上でございます。

委員長（布施文子君） はい、山田部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 続きまして、国民健康保健費です。これは国民健康保険事業特別会計への繰出金です。出産育児一時金として13万4,000円を計上しております。

委員長（布施文子君） はい、田代課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） 続きまして、3款民生費・1項児童福祉費・目児童福祉総務費です。地域子育て創生事業です。国の緊急経済対策の一環といたしまして、地域の創意工夫により地域の子育て力をはぐくみ、子育てに関わるコミュニティの活性化を図るため地域子育て力の強化を支援する事業として実施

いたします。10割国庫支出金で実施をいたします。まず、子育て支援活動事業です。チャイルドシート貸出事業といたしまして、289万8,000円をお願いしております。当市におけるチャイルドシート貸出事業は、平成12年4月から美祢市社会福祉協議会に事業委託し実施しています。その間旧美祢市のみで行っていましたがけれども、今日美東、秋芳地域の住民にも貸出が浸透し、件数が大幅に伸びている模様であります。最近は、貸出頻度も激しく劣化により使用できない物が多く見受けられ、これらのシートは廃棄し今回、乳児用を70台、幼児用30台、兼用を10台新規に購入することといたします。

続きまして、説明の3児童公園管理経費でございます。現在、市内には地域の交流拠点となる児童公園が55箇所がございますが、近年不測の事態に備え順次点検を実施しております。その中16箇所の児童公園で特に劣化の激しい遊具を今回改修する事といたしました。施設整備工事費としまして274万円をお願いしております。ほかに補助対象ではありませんけれども、施設撤去工事に伴う予算7万5,000円を計上しております。計4箇所を実施することとしております。

次に、児童クラブ運営事業です。2箇所の児童クラブにおける補正予算をお願いしております。まず於福児童クラブですけれども、当クラブは21年度当初措置児童数を5名で委託料を積算しておりましたが、以来17名に増加したための措置です。80万6,450円をお願いし、次に秋吉児童クラブです。当クラブは休日の学校行事実施に伴う振替休日に対応するための臨時職員手当分です。5万6,000円で、合計86万3,000円をお願いしております。

続きまして、子育て応援特別手当です。お手元に配布いたしました資料2を併せてご覧ください。国は厳しい経済情勢下多子世帯の幼児教育期の負担に対し配慮する観点から20年度単年度に限る臨時異例の措置といたしまして実施されましたけれども、今日、個人所得が減少しつつあることから、ことし21年度に限り、対象者を第一子まで拡大し再度実施することとされたところです。国の支給理由は、昨年度分につきましては、生活対策、今回は経済危機対策としています。支給対象の子は、幼児教育期の平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた子で、20年度事業と違いまして、第一子まで拡大し、その世帯の世帯主に子一人当たり同額の3万6,000円が支給されます。基準日は平成21年10月1日です。支給開始日は、平成21年12月11日以降で市町村が定めるとされております。

す。美祢市においての該当児童数は、見込みですが625人です。時間外勤務手当から次の頁の委託料までで事務費175万円と扶助費といたしまして、手当分ですけども2,250万円で計2,425円お願いしております。事務費及び事業費は10割国庫支出金でまかなわれます。

続きまして、災害救助事業です。7月21日からの大雨によりまして、市内では伊佐町伊佐2170番地2浅田寿美恵さんが亡くなりました。ご冥福をお祈りいたします。市内では各所に於いて家屋の床上浸水、床下浸水また農地・農業用施設の被害も多く、お見舞いを申し上げます。これは、災害弔慰金の支給等に関する法律に準拠し、美祢市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく支出で、亡くなられた故浅田寿美恵様のご遺族に対する災害弔慰金で扶助費といたしまして250万円お願いをしております。以上でございます。

委員長（布施文子君） はい、古屋福祉部次長

市民福祉部次長（古屋勝美君） それでは引き続きまして、4款衛生費・項保健衛生費・目の2予防費でございますが、この補正は女性特有のがん検診推進事業を実施するものです。この事業は平成21年度になって国から特定の年齢5歳刻みの節目年齢となりますが、この年齢に達した女性に対しまして女性特有のがんである子宮頸がん、これは20歳から40歳対象、乳がん40歳から60歳までの対象となりますが、これの検診に係る検診手帳及び検診費用が無料となるクーポン券を交付しましてがん検診の受診促進を図るとともにがんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図りまして健康保持及び増進を図ることを目的とした事業でございます。県内13市全て実施の予定でございます。市内の対象者は子宮頸がんが約700人、乳がんが約990人です。この事業の実施に係る費用について補正するものです。まず歳出についてですが、事業に係る臨時事務職員が4万1,000円で用紙等の消耗品が9万3,000円、検診手帳代、検診クーポンなどの印刷製本費に21万6,000円、送料の役務費が25万7,000円、検診・検査委託料が603万3,000円でございます。検診クーポン等の作成ソフトの備品購入費、これが3万8,000円で合計667万8,000円の補正をおこなおうとするものでございます。歳入につきましては全額国庫支出金というふうになっております。以上です。

委員長（布施文子君） それでは、松本学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（松本孝志君） 6 - 3 0、6 - 3 1ページをお開き下さい。10款教育費・1項教育総務費・目の3指導費に15万円の補正をお願いするものでございます。地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業で15万円でございます。この事業はスクールガードリーダーを活用して地域ぐるみの学校安全体制を作っていく事業であります。これまで県が実施主体として、全て県のほうで実施をしておりましたけれども今年度から県が全額を支出をいたしますけれども事業のほうは市が実施することになったものでございます。よろしく申し上げます。

委員長（布施文子君） はい、国舛教育事務局長。

教育委員会事務局長（国舛八千雄君） それでは同じく、10款教育費・2項小学校費・目教育振興費でございます。教育振興費に1億4,971万2,000円の補正をお願いするということでございます。001の教育振興経費でございます。次のページ6 - 3 2、6 - 3 3ページをお願いします。教育振興経費の教材備品に2,000万円の補正をお願いするものでございます。平成20年3月に学習指導要領が改訂されました。全面的な実施につきましては平成23年度からということになっておりますが、本年度から先行実施されまして、授業時間は理科が350時間から405時間に、算数が869時間から1,011時間に増加となり、指導内容の充実が図られておるところでございます。このため、今回、新学習指導要領に対応した設備の整備、老朽化した設備の更新をおこない新学習指導要領を円滑におこなうものでございます。学校への配分等につきましては、学校割を1校70万円、学級数割を1学級を4万円で算定して配算をしたいとたいというように考えております。以上でございます。

委員長（布施文子君） 松本学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（松本孝志君） 次に003やまぐち学校教育支援員活用促進事業で349万7,000円の補正をお願いするものでございます。この事業は学校に非常勤の支援員を配置して学習指導、生徒指導、配備を必要とする児童の支援を行うことで1人1人が落ち着いて学習が出来る環境を確保し、学力向上につなげていくという事業でございます。当初昨年度と同様の4名を予定しておりましたけれども県のほうで7名の配置ということが認められましたので補正をお願いするところでございます。

次に008豊かな体験活動推進事業で25万8,000円の補正をお願いするも

のでございます。この事業は児童が農山漁村に於いて豊かな体験、自然体験であるとか、勤労体験であるとか、伝統文化、それから奉仕活動、そういう体験をすることで生きる力をはぐくむことを狙いとした事業であります。当初1校を予定しておりましたけれども2校の希望があって宿泊料が増えたための補正でございます。以上です。

委員長（布施文子君） はい、国舛事務局長。

教育委員会事務局長（国舛八千雄君） それでは3項の中学校費の教育振興費に1,040万円の補正をお願いするものでございます。001の教育振興経費の教材備品1,000万円でございます。新学習指導用要領の改定に伴いまして、中学校の理科の授業は290時間から385時間に、数学は315時間から385時間に増加しております。ということで今回、新学習指導要領の円滑な実施を図るために設備の整備、あるいは老朽化した設備の更新を行なうものでございます。学校の配分等につきましては、学校割を1校、中学校は100万円、学級数割を1学級につき4万8,000円で算定したいと考えております。以上でございます。

委員長（布施文子君） 松本教育課長。

教育委員会学校教育課長（松本孝志君） 次に009の学力調査活用アクションプラン推進事業で40万円の補正をお願いするものでございます。この事業は全国学力学習状況調査で明らかになった課題を基に学校どのように改善に取り組んでいくかを研究して全国にそのモデルを示していくという事業でございます。美祢市では秋芳南中学校が今年度指定を受けることになりました。そのための補正であります。以上です。

委員長（布施文子君） 杉原社会教育課長。

教育委員会社会教育課長（杉原功一君） それではその下の社会教育費・目が公民館費のご説明をいたします。これは、綾木ふるさとセンターの合併浄化槽の修理に伴う経費でございます。浄化槽に空気を送り込みますバクテリア等の働きを活発化させる機械が故障いたしましたので、これを修理するものでございます。需用費といたしまして23万3,000円を計上しております。

続きまして、目図書館費に移ります。これは、西中国信用金庫創立100周年記念事業でいただきました寄付により図書を購入するものでございます。次代を担う子どもたちや、時代を担ってこられた高齢者の第二の人生のための図書を購入して

ほしいという西中国信用金庫からの要望に沿った図書を購入する予定としております。購入いたしました図書は、一定期間を定めまして市内3館で順次展示するなど市民の皆様幅広く利用していただくように予定としております。備品購入費といたしまして30万円を計上しております。以上です。

委員長（布施文子君） 高橋文化財保護課長。

教育委員会文化財保護課長（高橋文雄君） 続きまして社会教育費の中の秋吉台科学博物館費について2万4,000円の補正をお願いしてるところでございます。これは秋芳町在住の木島忠與氏から秋吉台科学博物館の研究費の一部に当てていただきたいということで寄附をいただいたものでございます。その寄附につきまして秋吉台科学博物館の専門書の購入にあてさせていただきたいということでございます。以上でございます。

委員長（布施文子君） はい、杉原社会教育課長。

教育委員会社会教育課長（杉原功一君） それでは36、37ページをお開き下さい。款といたしまして災害復旧費・項教育施設災害復旧費・目といたしまして単独災害復旧費でございます。補正額は120万円でございます。これは7月21日に集中豪雨によります被害を受けました綾木ふるさとセンター農村公園の法面を復旧する工事でございます。測量設計委託料に20万円、災害復旧工事といたしまして100万円を計上しております。以上です。

委員長（布施文子君） はい、国舛事務局長。

教育委員会事務局長（国舛八千雄君） 2の補助災害復旧費の001の現年発生災害復旧費の災害復旧工事352万8,000円でございます。これも7月21日の集中豪雨によりまして、淳美小学校の裏山の法面2箇所が土砂崩れをいたしました1箇所は校舎裏のアスレチック広場があるんですが、その下の法面が約横12m、高さ3m、もう1箇所は屋内体育館横の法面が約横9mと高さ5mに渡り崩れましたので、2箇所の災害復旧工事を行うものでございます。以上でございます。

委員長（布施文子君） 田代地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） 歳入をご説明いたします。10ページ、11ページをご覧下さい。中程です。12款分担金及び負担金・2項負担金です。児童福祉費負担金は児童クラブ利用者から徴収する負担金ですけれども於福児童クラブ12名増加分の負担金です。21万6,000円を計上をしております。同じく

14款国庫支出金・1項国庫負担金です。節1社会福祉費負担金は災害弔慰金250万円の2分の1、125万円を計上しております。同じく節2児童福祉費負担金は子育て応援特別手当、事業費分2,250万円と事務費分175万円分で計2,425万円をお願いをしております。20年度事業と同じく10割国庫補助です。以上です。

委員長（布施文子君） はい、岡村高齢障害課長。

市民福祉部高齢障害課長（岡村恵右君） 12、13の目の民生費国庫補助金、社会福祉費補助金の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業の1,201万2,000円につきましては、先程歳出で説明しましたように、グループホーム建設事業の国の経済危機対策事業介護基盤緊急整備等基金補助金事業に乗り換えられたことにより減額するものです。以上です。

委員長（布施文子君） はい、田代課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） 12・13ページ、中程ですけども14款国庫支出金・2項国庫補助金です。節1社会福祉補助金、住宅手当緊急特別措置事業補助金、事業費分777万円と事務費分32万6,000円で計809万6,000円計上しております。これも10割国庫補助です。以上です。

委員長（布施文子君） はい、古屋次長。

市民福祉部次長（古屋勝美君） 引き続きまして、その下になりますが、目として衛生費国庫補助金でございます。節50保健衛生費補助金、これは女性特有のがん検診推進事業667万8,000円全額国庫補助金となります。以上です。

委員長（布施文子君） はい、国舛事務局長。

教育委員会事務局長（国舛八千雄君） それでは一つ前に戻っていただきますが、14款国庫支出金の1項国庫負担金でございます。これの2の災害復旧費国庫負担金で節が2の教育施設災害復旧費負担金でございます。これにつきましては事業費が352万8,000円でしたが3分の2が負担割合ということになりますので、235万2,000円ということになっております。今回激甚災害に指定されておりますので、負担率は若干良くなるというように思っております。

それでは同じく2項の国庫補助金でございます。6の教育費国庫補助金の補正額1,567万5,000円でございますが、これは1といたしましては、小学校費補助金、これは理科教育施設整備費等補助金1,049万5,000円ございま

す。これ今回の補正事業費分2,000万に対する2分の1の補助金が1,000万円と、それと当初予算の理科備品整備事業費分の99万円に対する補助率が2分の1ということで49万5,000円でございます。そういうことで49万5,000円につきましては、今回、地域活性化経済危機対策交付金に組み替えたものでございます。

次の2の中学校費補助金、理科教育施設整備費等補助金518万円でございます。これにつきましては、今回の補正分1,000万円に対する2分の1の補助金500万円と当初予算の理科備品整備事業分36万円に対します2分の1の補助金18万円でございます。これにつきましても18万円につきましても地域活性化経済危機対策交付金に組み替えたものでございます。以上でございます

委員長（布施文子君） はい、田代課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） 同じページの下段です。15款県支出金・1項県負担金です。節1社会福祉費負担金は、災害弔慰金250万円の4分の1、62万5,000円計上しております。以上です。

委員長（布施文子君） はい、岡村課長。

市民福祉部高齢障害課長（岡村恵右君） 14、15の目民生費県補助金・社会福祉費補助金、3,165万円でございます。内訳といたしましては、介護基盤緊急整備等基金補助金、これは先程いいました歳出のほうで説明しましたグループホーム建設事業2,625万円と介護職員処遇改善分の540万円でございます。以上でございます。

委員長（布施文子君） はい、田代課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） 同じ目ですけども、節2児童福祉費補助金です。児童クラブ事業費補助金56万円、子育て支援活動事業といたしまして563万8,000円を計上しております。チャイルドシート購入分と児童公園遊具施設整備費です。10割国庫補助です。以上でございます。

委員長（布施文子君） 松本課長。

教育委員会学校教育課長（松本孝志君） 目8の教育費県補助金です。174万8,000円でございます。やまぐち学校教育支援員活用促進事業、これは補助は2分の1でございます。それから15款の県支出金・3項委託金でございます。6の教育費委託金です。補正額は80万8,000円でございます。小学校費委託金

で豊かな体験活動推進事業が25万8,000円でございます。補助は10分の10です。次に6-16、6-17ページでございます。中学校費委託金でございます。学力調査活用アクションプラン推進事業が40万円で補助は10分の10でございます。それから教育総務費委託金ということで地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業が15万円で補助は10分の10でございます。以上です。

委員長（布施文子君） はい、杉原課長

教育委員会社会教育課長（杉原功一君） それでは次の款寄付金・項寄付金・10の教育費寄付金でございます。補正額は32万4,000円でございます。これは西中国信用金庫から創立100周年事業といたしまして、寄附いただきました30万円を図書館費寄付金として計上しているものでございます。以上です。

委員長（布施文子君） はい、高橋課長

教育委員会文化財保護課長（高橋文雄君） 同じく教育費寄附金の中の社会教育費寄附金でございますけども秋吉台科学博物館費寄附金ということで木島氏より博物館に頂きました寄附金を2万4,000円程計上しております。以上です。

委員長（布施文子君） はい、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、山本委員。

委員（山本昌二君） 大変すばらしい予算計上しておりますが、児童公園の管理経費で施設の整備工事が270万円ばかりあります。よく市長さんは美祢市の宝は子どもたちという表現をよくされますが、是非ですねこの器具が私もずーと学校周り、この前一般質問で申し上げましたが、保育園のほうにも公園のほうにもいっておりますが、相当腐食しておるさび付いておるところがありますので是非この辺は早めにしていただいて子どもたちが楽しくこういうところで遊ばれるようにしていただきたいというふうに思います。以上です質疑じゃなくて申し訳ありません。意見になりましたけどよろしく願いします。

委員長（布施文子君） 質疑を受けたいと思いますのでよろしく願いします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） それではご意見を受けたいと思います。ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） よろしゅうございますか、それではこれより議案第6号平成21年度美祢市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成21年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、山田部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 議案第7号平成21年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。補正予算書の7-1ページをご覧ください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ264万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億6,758万1,000円とするものです。

最初に歳出についてご説明いたします。7-10、7-11をお開きください。保険給付費・出産育児諸費・出産育児一時金・負担金・補助及び交付金40万円の増額補正です。これは、先程ご説明いたしました美祢市国民健康保険条例の一部改正によるものです。10月からの引き上げに伴いまして、10人分の増額分を計上しております。次に、介護納付金について、負担金、補助及び交付金182万5,000円の増額補正です。介護報酬3%引き上げ分に伴う支払基金負担金の増額分となります。次に、諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金、償還金・利子及び割引料として、598万3,000円の増額補正です。これは、平成20年度退職者医療の療養費等交付金の確定による精算金、社会保険診療報酬支払基金への償還金となります。続きまして、高額療養費特別支給金、償還金・利子及び割引料として、48万9,000円の増額補正です。これは、平成20年4月2日から同年12月31日までの間につき、初日以外の日に75歳に到達した方は、その誕生月には、誕生日前の国民健康保険と誕生日以後の後期高齢者医療制度の2つの制度に加入をされることとなり、それぞれの制度で一定額を超えて医療費を支払われていた場合については、他の月に比べて負担が増加するということがありました。平成21年1月以降は、誕生月のそれぞれの制度の限度額を半分にする措置が講じられ、誕生月の負担が他の月と比べて増加することはなくなりましたが、今回、平成20年4月から12月までに75歳になられた方についても、改正後と改正前の自己負

担額に差がある場合には、高額療養費特別支給金として支給することとなり、負担を軽減する措置が設けられたことによるものです。次に、財源調整として、予備費605万円の減額補正です。歳入について、ご説明いたします。7の8、7の9ページにお戻りください。国庫支出金、国庫補助金、財政調整交付金、特別調整交付金、48万9,000円の増額補正です。これは、歳出でご説明をいたしました高額療養費特別支給金分で全額特別調整交付金として交付をされます。続いて、介護従事者処遇改善臨時特別交付金、182万4,000円の増額補正です。歳出でご説明をいたしました介護納付金分であります。これについても全額が交付をされます。続いて、出産育児一時金補助金、20万円の増額補正です。歳出でご説明をいたしました出産育児一時金の2分の1相当分となります。次に、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、出産育児一時金等繰入金、13万4,000円の増額補正です。出産育児一時金の2分の1相当額の3分の2が一般会計からの繰入額となります。以上で説明を終わります。

委員長（布施文子君） はい、説明が終わりました。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） よろしゅうございますか。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） それでは、これより議案第7号平成21年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第9号平成21年度美祢市老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。岡村課長。

市民福祉部高齢障害課長（岡村恵右君） 9-1ページをお開きください。それでは、議案第9号平成21年度美祢市老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。最初に老人保健医療事業特別会計の概要について簡単に説明いたします。ご承知のとおり老人保健医療制度は、平成20年3月末をもって廃止をされました。平成20年4月から後期高齢者医療に移行しておりますが、

現在、月遅れ請求あるいは過誤調整等に係る医療費の支給業務が、現在も続いております。そうしたことから、この会計につきましては予定では平成22年度まで特別会計を保有することになります。それでは、歳入歳出予算の補正ですが、第1条の既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,621万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,965万3,000円とするものでございます。今回の補正は、平成20年度の美祢市老人保健医療事業特別会計の決算において、国、県、支払基金から老人医療給付費概算交付額が、実績額を超えたことにより、歳入差し引き9,621万9,000円が歳入超過となったものであります。したがって、歳入超過額の9,621万9,000円を、平成21年度の同会計へ繰り越し、同額を平成21年度で、各関係機関に返還するものでございます。歳出を説明いたします。9-10、11ページお開きください。償還金の補正額が先程説明しましたように9,621万9,000円で、償還金の内訳といたしましては、老人医療費前年度いわゆる20年度の県負担金の精算返納金として、187万6,000円、支払基金への精算返納金として、46,000円、国庫負担金返納金として、9,429万7,000円をそれぞれ償還するものでございます。続きまして、歳入でございますが、1ページ戻っていただきまして、9-8でございます。これは、先程の繰越金の補正額ということで20年度の歳入超過分ですが9,621万9,000円を補正するものでございます。以上でございます。

委員長（布施文子君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） それでは、これより議案第9号平成21年度美祢市老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（布施文子君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案5件につきまして、審査を終了いたしました。その他委員の皆様から何かございましたらご発言をお願いいたします。私のほうから先に話を出させていただきますが、先の9月2日の日に全員協議会におきまして、話し合っしてほしいという依頼がありました陳情書についてであります。これは、高齢者の給食サービス事業に係るボランティアの育成並びに支援に対する予算の確保について美東町のボランティアの団体から秋山哲朗議長宛に出されたものであります。きょうはその陳情書の扱いをどうするか、方向性について皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。よろしゅうございましょうか。6月の議会で配食サービスについての要綱等の問題がありまして給食サービスと時期が同じく同じような言葉が出てまいりましたが、その件につきましては、執行部のほうから再度、簡単に説明をしていただく必要がありますか。全員協議会では、山田部長から説明があったと思いますが。陳情書のことについてであります。賛否を問うのではなく、この陳情書の扱いをどうするかということについて、ちょっと山田部長さんのほうからこのことについて説明をお願いしたいと思います。配食サービスと給食サービスの違いとメリット、デメリットについて説明をしていただきたいと思います。

市民福祉部長（山田悦子君） 先日、全員協議会のほうで、かきつばたの会から陳情書が出たということで、かきつばたの会とは、ということと今まで補助金削減の経緯について、それから美祢市の現在実施をしております配食サービスとこのボランティアの活動との違いについては、説明をさせていただいたと思います。それを踏まえまして、もう1回整理ということでもありますので現時点での市民福祉部としての考え方というか、一応メリット、デメリット等を整理しておりますのでこれを述べさせていただきます。21年の今年8月20日付けでかきつばたの会から高齢者等の給食サービス事業にかかるボランティアの育成並びに支援に対する予算の確保についてということで陳情書が議長宛、市長宛に提出をされております。その趣旨といたしまして大きく二つありまして、平成21年度のふれあい給食サービス事業に対する予算の復活ということ。それから継続的かつ安定した活動が今後も継続して取り組めるように、育成強化、支援等に関する規則等の制定。その2つの要望が出ております。考えるときに現在この団体をボランティア団体としての育成として考えるのか、また給食サービス、高齢者の見守り等も行っていていただいておりますので、給食サービス事業、配食サービスとして考えるのかということで2つの

考え方があると思います。その点で二つのメリット、デメリットと言いますか考え方を言いますとボランティアの育成事業として捉えるならば、全体的なボランティアとして考える必要があるのではないかと思います。現在、ボランティア育成事業として市から特に補助等、直接的な補助は行っておりません。美祢市社会福祉協議会の自主事業として平成20年度においては共同募金からの助成金、全体で640万8,000円を各団体に配分をされている状況であります。予算等で見ますと給食サービス介護保険法に基づくものでありましたら地域支援事業、任意事業といたしまして平成20年度において1,495万円の実績がございます。それから登録団体ですが、ボランティアでしたら全体で100団体、53個人の方が登録をされておられます。それから配食サービスであれば、現在6事業所で行っております。メリット考えますとボランティアでありましたら、市民活動の育成、地域の愛着心の向上と共にボランティアの精神を育てることができると思います。それからこれは個人の自発的な自由意志に基づき行われ、その活動を通して他の人との関わりができ、新たな人間関係が生まれる。それから活動の対価や見返りを求めない活動である。それから独自の考えによって先駆的な創造性豊かな活動ができる等が良いところだと思います。それからかきつばたの会では、会員登録をすれば年会費9,000円でこの給食サービスが利用でき、1食あたり272円程度で安く提供が受けられるということです。それから地域の民生委員、児童委員さんが配達をされますので、高齢者の状況を確認することができますし、また高齢者も話しやすい状況にあると思います。これをもし給食サービスで考えるならば食生活の向上と健康維持が図ることができ、栄養士が献立を立てますので栄養バランスも考えた食事をとることができる。それから保温容器で温かいものが、温かい状態で食べることができる。それから一部の地域を除き毎日配食が可能であり、見守りをかねることができる状況です。それからデメリットなんですけど、ボランティアの場合は、成果等が評価をしにくい。会員数が多いから活発であるとか、少ないから停滞しているとか、そういう判断もできないと思いますのし、判断が難しいのではないかと。それから月3回の給食サービス事業であり、また8月は実施をされていないために見守り等がちょっと十分にできないのではないかと、というところがあると思います。市が行う配食サービスであれば、法律や条例それから予算に基づき行わなければなりませんので、独自の考え方が反映できない。特異性のある活動ができない。ということに

なって、契約に縛られるという形になると思います。それから値段についても所得によって利用者負担が違いますので、お金を貰われるときに難しくなったりすると思います。それから現在、かきつばたがされている事業は、昔、ふれあい型給食サービスということで、旧美祢市でも実施をしておりました。しかしながら介護予防の配食サービスが浸透してきたという経緯がありまして、平成16年度から既にその事業を廃止をしております。他の事業で対応できるということでやめた経緯がありますので、その事業を新たに又、復活させることはどうかというところはあると思います。それから介護保険事業で対応すれば介護保険料にも影響するところもありますので、その影響も考えなければならないというところがデメリットのほうかなと思います。課題といたしまして、ボランティアのほうであれば、交通費や材料費など実費分までは現在無償の範囲とするという形がボランティアでもなっておりますので、それをどこまで実費を助成できるか、助成をどうしたらいいかということも課題だと思いますし、先程100団体、53個人と言いましたが、その全体に対して、どう配分するのかという基準作り等が必要になってくる。それが課題とっております。それから配食サービスのほうであれば、現在、栄養改善、見守りを目的としているために、市内全域について、毎日配食サービスを実施ができるような体制づくり等が今後必要じゃあないかと思っております。それがボランティアと事業として市がやる給食サービスの良い面、悪い面ということになると思います。市民福祉部としては、ボランティア全体のことと考えてボランティアの育成を今後等していけばいいか、というほうで考えていただけたら良いのかなという意見をもっております。以上です。

委員長（布施文子君） おおよそ今、部長のほうから方向性について話があったと思いますが、皆さんのほうからこういう方向でもってというご意見がありましたらお願いをしたいと思います。はい、河本委員。

副委員長（河本芳久君） 今の説明の中で100団体ボランティア団体があると言われた。これは即、配食サービスに関わっている団体ですか。これに関わってボランティアをしている団体は、純粹には何団体ぐらいあるか。これが1件。それからもう1つ、配食サービスの実施要綱の再構築、全面見直しでより住民サービスの面から良い要綱を作成するとこういうこの市長提案もありました。こういった高齢者への福祉サービスに住民がどう関わっていくか、特に給食を通してしかも、見守り

隊として多く地域住民のふれあい、そして安心安全な地域づくりに住民が関わることについてこの要綱の再構築の中に加味する意識があるかないか、意向があるかないか。この2件をちょっと確認したいと思います。

委員長（布施文子君） 山田部長。

市民福祉部長（山田悦子君） 先程の100団体、53個人については、高齢者、障害者の関係、母子の関係、父子の関係、青少年の育成の関係等すべて社会福祉協議会のボランティア団体として、登録をされている団体です。その中で先日、全員協議会の中で給食サービス、それとか実費が必要な部類の、お菓子を配っていらっしゃるところもありますので、去年、社会福祉協議会に補助金を請求された団体、それが11グループ、給食とお菓子の配付になりますが。それについて、今、調査をしている段階です。それから、もう1つ今後の配食サービスの再構築の中にこのボランティア団体も含まれるような形で考えたら、と言う意向をとということでしたが、そちらのほうも検討はしたいと考えておりますが、実際、月3回で高齢者の見守りができるのか。それとか栄養改善、その自立の支援が月3回で可能なのか。またボランティアの立場で言えば、今までは特異性を持って、地域に密着して独自の活動をされてたものが一律的に市の要綱なり規則の中で契約として動くことが可能なのか。ある程度、その給食サービスに入っただけであれば、ボランティアの方にも入っただけであれば、一番良いとは思いますが制約等もありますし、ハードルが少し高いのではないかとこのところがあります。その要綱自体をもう少しみんなが入れるようになって言う意見もあるかもしれませんが、やはり介護保険法のもとでの事業になりますのでその目的は達成をしないといけないと考えておりますので、なかなか難しい面、クリアしなければいけない面が多いのではないかと思います。以上です。

委員長（布施文子君） はい、河本委員。

副委員長（河本芳久君） 本常任委員会では、一応議長から調査研究してみてくださいという委託を受けているのでこの要望書の採択云々ではなくして、執行部のこれからの要綱の見直し作業、調査研究の面と連動しながら我々としてもボランティアの育成と同時に高齢者の配食サービスに市民がどのように関わっていったらいいか、善意あるそのサポート役をどう支援したらいいか、業者だけにやるのではなくて、そういう市民参加についてどう考えていったらいいか、ということで、一応、これ

から調査研究をしてみようということですが。執行部との整合性もこれから要綱の中になけんにやいけません。そういったことで執行部の考えとして11団体現在あるが、こういった活動している団体を一つしっかり支援しながら、温かいまちづくりを作っていこうという、そういう面からさらなる検討をお願いしておきたいと議会としても何らかの調査研究をするは、執行部のこれからの要綱作成にあたっても十分配慮してほしい。これ私の要望です。

委員長（布施文子君） それではこの陳情書の扱いにつきましては、今後、調査研究としていくということで協議を終わりたいと思います。よろしゅうございますかね。はい、それでは、その他の質問等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「ありません」と言う者あり）それでは、ないようでしたら本委員会を閉会いたします。大変、委員長の仕切りのまずさから、大変余分な時間もとったように思いますが、ご審査、ご協力、誠にありがとうございます。お疲れ様でございました。

午前11時57分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年9月8日

教育民生委員長 布施文子